

宇治市監査委員公表第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 2 年 9 月 25 日

宇治市監査委員  
森 真二  
松岡 ゆかり  
鳥居 進

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

令和元年度の人権環境部及び都市整備部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

斎場使用料収入状況（環境企画課）

狂犬病予防注射済票交付等手数料収入状況（環境企画課）

事業所等一般廃棄物処理手数料収入状況（ごみ減量推進課）

屋外広告物等許可申請手数料収入状況（歴史まちづくり推進課）

補助金支出状況（環境企画課、ごみ減量推進課、歴史まちづくり推進課）

委託料支出状況（環境企画課、ごみ減量推進課、歴史まちづくり推進課）

備品管理状況（環境企画課、ごみ減量推進課、歴史まちづくり推進課）

## 第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、人権環境部環境企画課及びごみ減量推進課、都市整備部歴史まちづくり推進課における事務事業のうち、主として平成31年4月1日から令和2年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

令和2年6月8日から7月7日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年7月29日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

## 第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

## 記

### 1 環境企画課

- (1) 斎場使用料収入状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 狂犬病予防注射済票交付等手数料収入状況について  
適正に処理されていた。
- (3) 補助金支出状況について  
適正に処理されていた。
- (4) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。

なお、平成 29 年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

- (5) 備品管理状況について  
適正に管理されていた。

### 2 ごみ減量推進課

- (1) 事業所等一般廃棄物処理手数料収入状況について  
適正に処理されていた。

なお、平成 29 年度の前回定期監査において、調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

- (2) 補助金支出状況について  
適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (4) 備品管理状況について  
適正に管理されていた。

### 3 歴史まちづくり推進課

- (1) 屋外広告物等許可申請手数料収入状況について  
適正に処理されていた。

なお、平成 29 年度の前回定期監査等において、調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

- (2) 補助金支出状況について  
文化財保護事業において、運用と補助金交付要綱の規定との間に齟齬が見受けられた。整理を図らねたい。  
なお、平成 29 年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。
- (3) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。

- (4) 備品管理状況について  
適正に管理されていた。

## 第7 要望事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、公金収納におけるキャッシュレス決済のニーズは以前にも増して高まっている。その費用対効果に留意し、納付環境の多様化に取り組まれない。